

国立大学法人群馬大学中期計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

(i) 学士課程

- 【1】① 教養教育においては、幅広く深い教養を涵養し、自然との共生を基盤にした豊かな人間性と総合的判断力を育むために、アクティブラーニング(能動的学習)を取り入れた少人数ゼミ、反転授業の実施、分野をまたいだ総合的学習、情報処理教育を行い、専門教育に円滑に移行できる、学士力の基盤となる能力を身に付けさせる教育を行う。
- 【2】② 学生の国際性を涵養するとともに、国際的なコミュニケーションツールとしての英語運用能力、英語4スキル（読む、書く、聞く、話す）の向上のために、高度教養教育の一つとして英語授業を高年次にまで拡大する。また、TOEICなどの外部試験を活用し英語運用能力の達成度の把握を行い、英文多読などを通した学生の自己学習の動機付けを行う。
- 【3】③ 専門教育においては、専門職業人として社会で活躍できるように、専門分野の知識と技能の修得に並行して、卒業研究などにより実践的能力・問題解決能力を向上させる。また、学会発表を行わせるなどにより、学士力を高める教育を行う。
- 【4】④ 教養教育、専門教育を通して、グループ間での相互討論などを授業に取り入れ、教育の質的転換を進める。特に、問題解決のための調査、分析、結果の集約、報告書の作成、プレゼンテーションなどの技能を、教員と学生の対話を重視した授業を通して修得させる。
- 【5】⑤ 教育のグローバル化に向けて、外国語による授業、外国語のみで卒業できるコースを増設し、国際通用性のあるカリキュラムを整備する。国際社会で活躍できるトップリーダーの育成に向けて設けてきたグローバルフロンティアリーダー（GFL）育成コースを全学に広げ、留学生派遣・受入れの拡大とともに、国際交流の機会を充実させる。
- 【6】⑥ 教育学部では、地域の教育委員会との連携の下、附属学校や特別協力校、公立の一般校等を活用して初年次の教育現場体験から始まる4年間の体系的な教育実習を実施する。また、教科及び教職に関する科目の学習と教育現場での実習を往還する教育課程の編成、グループでの指導案作成や模擬授業の実施など教育成果を高めるアクティブラーニングを推進し、義務教育諸学校で活躍できる力量ある教員を養成し、群馬県義務教育諸学校全体における教員養成の占有率40%を確保する。
- 【7】⑦ 職業観、社会で必要とされる人材像の構想を促し、自らが目指す将来像を明確にするために、産業界や自治体等との連携授業及びインターンシップ等を活用して、キャリア教育を行う。
- 【8】⑧ シラバスの成績評価の基準を明示すると同時に、GPA(※1)を活用した修学指導を行う。

成績不振の学生には個別指導を行う。ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)に基づく卒業認定の基準を明示し、学士としての質保証を徹底する。成績優秀な学生には、早期卒業や大学院への飛び入学（進学）の道を設けて、学修意欲を向上させる。

(※1) GPA : Grade Point Average の略。授業科目ごとの成績評価を 5 段階で評価するとともに、それぞれの段階に数値を付与し、この数値の平均を算出するもの。

(ii) 大学院課程

- 【9】** ① 大学院課程で共通に必要とされる知識・技能を厳選し、これらを効率よく修得させるための共通カリキュラムを系統的に整備・展開する。また、学部教育と連続性・整合性を持つ体系的な大学院カリキュラムを展開する。
- 【10】** ② 教育学研究科では、専門職学位課程（教職大学院）と修士課程において高度専門職業人としての教員の養成・研修を行う。
- 1) 専門職学位課程（教職大学院）では、より実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員、地域や学校における指導的役割を果たし得る「スクールリーダー」を養成する。このため、実務家教員と研究者教員のチーム・ティーチングによる授業をさらに充実させ、フィールドワークの活用など理論と実践を架橋する学修を強化し、第 3 期中期目標期間中の修了者の教員就職率 100%を確保する。
- 【11】** -2) 修士課程では、各教科等の実践的な指導力に優れ、学校現場で実践的な授業研究をリードできる「教科のエキスパート」「特別支援教育のエキスパート」を養成する。このため、コース制（教科の大括り化）の下で、教職に関わる共通科目及び教職実践インターンシップなど教育現場をフィールドとする実践的科目の充実を図り、第 3 期中期目標期間中の修了者の教員就職率 90%を確保する。
- 【12】** ③ 効果的な大学院教育を実施していくために、セミナー、研究会、学会等に積極的に学生を参加させ、国内外の研究者との交流を通して、自己の到達度を自覚させる。課題レポート作成・発表などを通して教育成果を検証する。
- 【13】** ④ 夜間の開講や特定の時期での集中講義などの措置により受講を容易にすることで、社会人等の学び直しニーズに応える。履修証明などの措置により、社会人の学修意欲を高める。
- 【14】** ⑤ シラバスに成績評価の基準を明示して、修学指導を行う。論文投稿や学会発表の成果も成績評価に反映させる。成績優秀な学生の顕彰を行うとともに、修業年限の短縮を可能とする制度を積極的に活用する。
- 【15】** ⑥ 自己表現スキル講座や積極的なインターンシップなどの実践活動を通じ、学部からボストドクターまでの一貫したキャリア教育を行う。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 【16】① 教員組織を一元化した学術研究院を基に学部間での流動的な教員配置を進め、人事を学部・学科単位で行うのではなく、全学的視野・大学の将来計画に基づいて学長・役員会が措置する。再定義されたミッションを確実に実行するために、学部・大学院の組織的枠組みの見直しを行う。
- 【17】② 教務システムをさらに拡充し、学生の各科目での成績、GPA、授業出席状況などの修学状況についての情報を統合化し、教員が共有して学生指導に活用できる体制を整備する。
- 【18】③ 教員評価、FD活動、学生による授業評価及び在学生・卒業生の意見調査、学生との懇談会を定期的に実施し、教育方法の改善、教育環境の整備に反映させる。なお、教員の学生指導や教員と学生の意見交換にICT(※3)を積極的に活用する。また、教育内容・方法を改善するための学外者の意見を聴取する体制を導入する。
- 【19】④ 教育学部及び教育学研究科では、実践的指導・育成力の強化を図るため、群馬県教育委員会との連携又は人事交流によって実務家教員を採用するほか、研究者教員の公募・採用にあたっても学校現場での指導経験を重視し、第3期中期目標期間末には学校現場での指導経験のある大学教員比率を30%に引き上げる。

(※3) ICT : Information and Communication Technology の略。情報通信技術。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 【20】① 種々の奨学金・育英資金の情報提供、授業料の減免に関する相談、学生寮の紹介、健康面での問題などの学修上、生活上の全般的な事項について、学生の意識・希望調査を行うなど相談体制の充実を図る。
- 【21】② 大学教育・学生支援機構の学生支援センターに設置している「キャリアサポート室」によるインターンシップ受入れ先企業の開拓を県外企業に拡大するなど更に広範囲を行い、インターンシップ先の紹介・マッチング等の支援活動を充実させる。また、就活ガイダンス、カウンセリング等を強化し、学生の就職を支援する。
- 【22】③ 平成28年4月施行の障害者差別解消法に則り、障害学生支援室、健康支援総合センターが中心となって、障害学生の学修上の相談・要請を踏まえ必要に応じた支援を行う。

(4) 入学者選抜の改善に関する目標を達成するための措置

(i) 学士課程

- 【23】① 本学の教育改革、国の施策、社会からの要望、並びに18歳人口の減少などを踏まえ、また、国の「高大接続改革実行プラン」を踏まえ、入学者選抜の結果を年度ごとに調査分析し、入学者選抜方法に反映させる。特に、「学力の3要素」を持った資質の高い学生を評価する入学者選抜方法について、既存の選抜方法の見直しを図るとともに、新しい形態のテストへの移行に向けた検討を行う。

- 【24】② 入学者選抜方法の改善に当たっては、各学部のアドミッション・ポリシーを再検討するとともに、求める能力と評価基準を明確に示し、オープンキャンパス等の行事、高校との意見交換や各種メディアを活用して、効果的な周知を行う。
- 【25】③ 地域貢献の観点及び18歳人口の減少を見据え募集単位や募集人員を検討し、説明会の開催、模擬授業の開催などを通じて、特に県内の高校との連携を強め、広く広報活動を行うことにより、県内からの志願率40%（全学平均）、入学者率50%（全学平均）を維持する。

（ii）大学院課程

- 【26】① 専門分野の知識偏重に陥らず、学生の能力・意欲・適性を多面的・総合的かつ公正に評価する入学者選抜に改善する。
- 【27】② 学部・大学院一貫教育体制を強化し、学部教育の過程で大学院教育の意義を学生に説明し、理解させることにより、大学院進学への関心を喚起することで大学院（修士）課程への進学率を高める。
- 【28】③ 多様な学修歴を持つ学生、社会人を受入れるため、それに対応するカリキュラムの整備、学内環境の整備を行い、広報活動を拡充・発展させる。また、外国人留学生の入学を増やすために、英語版のホームページや募集要項などを作成し、学術交流提携校を中心に研究科・学府の特色と強みを海外に向け発信する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

（1）研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 【29】①-1) 各研究者の独創的な研究をプロジェクト型研究として糾合し、研究・产学連携推進機構の指導の下で戦略的な方向づけを行い、多様な基礎研究を展開する。
- 【30】-2) 研究戦略に基づき、大学として重点的に取り組む研究について、これまでの成果を生かし、さらに発展させるなど研究を推進させる。なお、研究水準の向上を図るため、研究成果にかかる報告会や評価を実施する。
- 【31】-3) 重粒子線治療対象疾患の拡大と治療の高度化・効率化を目指した、治療照射技術等の高度化研究、並びに治療効果拡大のための治療メカニズム等の解明に向けた臨床的放射線生物学研究を行う。研究推進に際しては、国内においては放射線医学総合研究所等、国外においてはドイツハイデルベルグ大学等の他機関との間での活発な人事交流の下で、共同研究を行う。特に治療照射技術の高度化に関連する機器開発においては、地域産業界等との連携の下で研究開発を行う。
- 【32】-4) 未来先端研究機構において、世界的研究機関や研究者との共同研究等を積極的に実施するなど、本学の強みを有する統合腫瘍学、内分泌代謝・シグナル学を始めとした世界水準の研究を実施する。この取り組みを具体化するため、外国人研究者や海外において研究業績をあげた研究者を積極的に招聘し、同機構の専任教員の30%以上を外国人研究者等とする。

また、若手研究者の交流を積極的に進め、派遣及び受入れ期間を1週間以上とする研究者の国際交流を年間3件以上行う。これらの成果として、外国人研究者との共著論文を年間10本以上発表するとともに、国際的なシンポジウム、ワークショッピング等を年間2件以上開催する。

- 【33】②-1) 糖尿病・肥満に関連する重点共同研究課題を年間2件以上実施する。
- 【34】-2) 若手・女性研究者育成を目指した研究課題や海外の研究者とのグローバルな研究課題をそれぞれ全体の10%以上実施する。また、若手のキャリアパス形成のため特任研究員を採用する。
- 【35】-3) 臨床応用、診断、治療に結びつくトランスレーショナル研究やイノベーションへと展開するため、企業研究者を毎年2人以上、客員教授として迎え、企業ニーズに関する情報交換を行う。
- 【36】-4) 國際的な共同研究を増加させるため、リソースや成果に関する英語ホームページを定期的に改訂し、情報公開を行う。
- 【37】-5) 国内外の研究交流をより活発に行うため、国際シンポジウムを少なくとも隔年で行う。
- 【38】③ 大学の研究成果を基にした地域経済の活性化を図るため、群馬産学官金連携推進会議、企業懇談会を開催するほか、自治体等が主催する新技術説明会に参加し、研究成果に関する技術情報を積極的に提供する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- 【39】① 学長のリーダーシップの下、教員組織を一元化した学術研究院の特性を活かして、強化を必要とする分野への研究者・研究支援者等の柔軟な配置を行い、研究の一層の発展につなげる。
- 【40】② リサーチ・アドミニストレーター(URA(※4))を配置し、URAの人材育成プログラムの開発・実施を行うとともに、外部資金の獲得、学内プロジェクト研究の戦略的構築、研究成果の国内外への発信等、支援業務を強化する。
- 【41】③ 教育研究活動の活性化及び優秀な人材を確保するため、年俸制を活用する。
- 【42】④ テニュアトラック制度等を活用して優秀な若手・女性研究者を積極的に採用し、重点分野に戦略的に配置するなどにより教育研究組織を活性化する。
- 【43】⑤ 若手・女性研究者の研究活動を支援するため研究助成金を措置する。また、国際的な研究活動の展開を促進するため海外派遣助成金を措置する。
- 【44】⑥ 設備マスタープランに基づいて設備等の計画的整備を戦略的な研究プロジェクトと連携して行い、研究環境を戦略的に充実させる。各教員の研究スペースの配分・見直しを、研究成果、研究の進捗の評価と対応させて行うことにより、研究の活性化・発展を促す。

(※4) URA : University Research Administrator の略。研究者の研究活動の活性化や研

究開発マネジメントの強化等を支える業務に従事する者。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

- 【45】① 地域連携推進室を中心に公開講座及び地域貢献シンポジウムを実施するなど地域社会の活性化に貢献するとともに、群馬ちびっこ大学を開催するなど教育文化水準向上に貢献する。また、研究・产学連携推進機構の機器分析センターの活動を積極的に企業に向けて情報発信し、設備の有効利用を推進するとともに、地域経済の活性化に貢献する。
- 【46】② 研究・产学連携推進機構を中心に、群馬産学官金連携推進会議及び产学連携協定を締結している金融機関との意見交換会を通して、産業界や自治体等との連携関係を強化する。特に、金融機関による企業支援などの出口戦略を見据えた「バックキャスト型」イノベーション創出に向けた取り組みとして、金融機関及び自治体と自由に意見を提案できる機会を定期的に設ける。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

- 【47】① 海外からの留学生の受入れ及び学生の海外派遣を積極的に推進し、国際社会で活躍できるグローバル人材を養成する。また、留学生等に対する教育環境を充実させる。第3期中期目標期間末までに、学生の海外派遣については年間200人、留学生の受入れについては年間300人を確保する。
- 【48】② 国際社会において活躍できるトップリーダーを育成するため、自国及び他国の文化・歴史・伝統を理解し、外国語によるコミュニケーション能力を持ち、国内外において地球的視野を持って主体的に活動できる人材を養成するプログラムであるグローバルフレンティアリーダー(GFL)育成コースを全学で展開する。
- 【49】③ 教職員の国際交流を推進するとともに、外国人研究者を招聘するなど国際水準の教育研究活動を展開する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

- 【50】① 1)確固たる安全文化醸成のための教職員の意識改革と体制構築、2)高度な医療を安全に提供するための医療の質向上、を柱として、診療の現場からの改革を徹底して行う。医療安全に対する意識を測るためのインシデント、バリアンスの報告数、症例数などの把握とともに、医療の質指標(Quality indicator : QI)測定とその改善を行う。さらには安心・納得の医療を提供するために、患者対応研修を実施し、患者満足度を向上させる。併せて、医療安全教育の充実、幅広い医療安全管理に関する学習機会の提供、院内各分野の研修体制の充実、医療安全管理に精通する人材の育成を含めてトータルマネジメントし、医療安全管理体制を構築する。
- 【51】② 群馬県統合型医療情報システムを活用し、救急患者の速やかな受入れや患者の状態に応じた転院が円滑に行えるよう、県内の全救命救急センター及び救急告示病院との連携を強化し、

超高齢社会における高度急性期病院としての体制を整備し機能を充実させる。

【52】③ 群馬県地域医療支援センターと共同で地域医療に熱意を持った若手医師を育成する。地域への若手医師の定着を図るため、専門医、総合医養成キャリアパスを策定し、継続的に充実させ、魅力あるコースを提示し、群馬県内各地区へのローテーション研修を実施するとともに、医師の専門性、人員の適正配置を群馬県医務課、群馬県病院協会等と検討し、若手医師を指導することにより、群馬県内各地域の医療の充実に寄与する。

先端的医療の社会的な必要性に基づき、若手医師に自由な研究活動と研修の環境を提供し、未来の先端医療を担う優れた人材を育成する。また、この取り組みを通して、安全性、倫理性に裏打ちされた、人類の福祉に寄与できるような臨床研究成果を社会に発信する。

【53】④ 治験・臨床研究の症例集積性を向上させるため、メガホスピタルの整備を引き続き行い、シーズの発掘・育成から橋渡し研究を実施する。また、治験・臨床研究における臨床検査の精度を確保・維持するため、国際規格(ISO15189)に基づく臨床検査室の認定を取得し、更新に向けて継続した運営を行う。

【54】⑤ 重粒子線治療については、引き続き先進医療として実施するとともに、技術的な改善として、積層原体照射への呼吸同期の対応、線量の再現性検証の高速度化を行う。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

【55】①-1) 教育学部・教育学研究科と連携して学部及び大学院の教育実習、インターンシップ等の科目を充実させ、その成果及び改善点等を教育実習研究協議会等にフィードバックすることにより、実践的な教員養成教育の機能を強化する。

【56】-2) 教育学部・教育学研究科と連携して子ども総合サポートセンターの活動に取り組み、地域の学校が抱える教育課題について研究し、公立学校等において教育相談・各種研修会を実施するなど地域支援の活動を行う。

【57】②-1) 公開研究会や学部・附属学校共同研究センターの研究活動において、これからの中学校教育に求められる新たな教育課題に取り組み、群馬県教育委員会等と連携して地域における先導的・実験的教育を推進し、成果を広く地域に公開する。

【58】-2) 教育委員会等と連携して地域の各種の教員研修を実施し、地域の教員の資質能力向上に寄与する活動を行う。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【59】① 学長のリーダーシップの下、教育、研究、診療、社会貢献、グローバル化等について、教員組織を一元化した学術研究院の特性を活かした機動的・戦略的な法人運営を行う。

【60】② 大学運営を円滑にするため、副学長を配置するなど学長を補佐する体制を強化する。

【61】③ 多様な人材の確保や教員の流動性向上に資するため、柔軟な人事・給与システムを導

入する。年俸制の適用者を「年俸制導入等に関する計画」等に基づき、大学教員の 10% 以上に拡大する。

【62】④ 優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大するため、「若手教員の雇用に関する計画」に基づき、退職手当に係る運営費交付金の積算対象となり得る教員での若手教員をテニアトラックとして新たに採用する等、その雇用を促進する。

【63】⑤ 男女共同参画社会の実現を目指し、教育研究活動を活性化させるため女性教員等を積極的に採用し、第 3 期中期目標期間末までに 20%を確保する。また、役員に占める女性比率 12.5%以上、管理職に占める女性比率 14.3%以上を確保する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【64】① 教育学研究科修士課程及び専門職学位課程（教職大学院）では現職教員の資質能力向上のため、群馬県教育委員会等と連携して現職研修のための体制整備を行う。また、学部志願者数や教員採用数の動向を見極めつつ群馬県教育委員会との協議を行い、学部入学定員の見直しを踏まえた組織体制を整備する。

【65】② 社会情報学部においては、社会の要請や時代の動向に対応した、人材の養成を図りつつ、組織の不断の見直しを行う。

【66】③ その他の学部等においては、教養教育の質的転換、グローバル化、社会人の学び直し、産業界との連携などを推進する観点から機能強化を踏まえた組織の見直しに取り組む。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【67】 事務改善・合理化協議会や内部監査等を活用し、業務内容の見直し・改善を進めるとともに、若手職員からの効率化・改善に向けた提案を反映させる仕組みの構築、体系的なスタッフ・ディベロップメント（SD（※5））等を実施する。

（※5） SD: Staff Development の略。事務職員や技術職員など職員を対象とした、管理運営や教育・研究支援までを含めた資質向上のための組織的な取組。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【68】①-1) 科学研究費助成事業（科研費）等各種外部研究資金の獲得のために、教職員に対し説明会を実施するなど積極的な情報提供と支援を行い、安定した外部研究資金を確保する。

【69】 -2) 研究成果に関する技術情報等を広く提供し、地域特性への配慮や教育研究の環境を維持しつつ、共同研究等実施件数を確保する。また、群馬大学 TL0（※6）を中心に URA 等の人材を活用しつつ知的財産活動の取り組みを推進し、知財に関する収入の前年度実績を確保する。

【70】② 目標設定、経営意識の共有、分析、中長期の推計に基づく、安定的かつ効率的な病院運営により、収入を確保するとともに、経費を削減する。

(※6) TLO : Technology Licensing Organization の略。知的財産の創出、取得、管理及び技術移転等に関する業務を行う組織。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【71】 各種業務委託の点検及び光熱費契約の見直しなどにより、管理的経費（一般管理費）を第2期中期目標期間中の一般管理費率と同水準となるよう抑制する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【72】① 既存資産の活用状況を定期的に検証するとともに、設備等の共同利用、有効利用を推進するなど、資産の効率的な運用を行う。

【73】② 資金の適性かつ効率的な運用に資することを目的に策定した「運用方針」に則り、資金の効果的かつ安全性を考慮した運用を計画的に行う。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【74】① 大学の自己点検・評価を定期的に実施するとともに、第三者評価等の結果を業務改善に反映させる。

【75】② 教員の自己点検・評価としての教員評価を定期的に実施し、評価結果等を踏まえて、報奨等により教員の諸活動の支援・啓発を行う。

【76】③ 学外有識者等からの多様な意見・助言・指摘等を取り入れ、学内諸活動を活性化させる。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【77】 教育、研究、社会貢献及びその他の大学運営に関する情報について、大学ポートレートなどを活用して国内外に発信し、社会に対する説明責任を果たす。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【78】① 施設の老朽、リスク及び利用の状況を考慮し、教育研究等の成果達成支援や適時適切な施設保全をするために、国の財政措置を踏まえ施設整備推進戦略を見直し、これに従った整備を行う。

【79】② 教育研究活動のニーズと、施設の利用状況を把握するとともに、これらの情報を整理・分析し、トップマネジメントに基づくスペース管理を行う。

【80】③ エネルギー消費量を把握し、その整理・分析から施設利用者の意識高揚に資する情報

を公表するとともに、管理要員の増員、各種省エネ対策に基づく環境マネジメントを行う。

- 【81】④ 設備マスタープランにより、計画的かつ継続的に教育研究等設備を整備するとともに、リユースシステムを利用するなど有効活用を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 【82】① 危機管理規則及び教職員安全衛生管理規則などに基づき、修学及び教育研究環境などの安全を確保する。

- 【83】② 安全管理を徹底させるため、安全衛生講習会や定期的な検査を実施する。

- 【84】③ 群馬大学情報セキュリティポリシーを普及し、情報ネットワーク及びコンピュータシステムに関する危機管理対策を徹底させるため、情報セキュリティ確保のための環境整備を行うとともに講習会等を継続的に開催していく。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

- 【85】① 業務全般にわたるコンプライアンス推進体制を定期的に点検し、継続的にその見直しを図るとともに、役員及び教職員への周知やインターネットによる e ラーニングを導入のうえ、理解度の把握、受講管理を行うなど法令遵守を徹底する。

- 【86】② 附属病院に設置した医学部附属病院コンプライアンス推進室が法令遵守の実施状況を確認し、改善・指導を行う。全学的な組織として学長の下に設置した学外委員を含む病院コンプライアンス委員会が定期的に報告を受け、監査・指導する。

- 【87】③ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえ、倫理教育及びコンプライアンス教育の強化等のための研修会を開催するなど、教職員の意識啓発を行う。また、不正を事前に防止する体制の不断の見直しを行うとともに、不正防止計画の策定、組織としての管理責任体制を明確化するなど、不正防止体制を充実させる。

- 【88】④ ICT コンプライアンスの更なる向上を目指し、意識啓発のための環境整備を行う。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

2, 907, 847千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れる

ことが相当されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

該当なし

2 担保に供する計画

附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入に伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育・研究・診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

| 施設・設備の内容 | 予定額(百万円) | 財 源 |
|---------------------|-----------|----------------------------------------------|
| (桐生) ライフライン再生（空調設備） | 総額 515 | 施設整備費補助金(245) 船舶建造費補助金(0) 長期借入金 (0) |
| 小規模改修(營繕事業) | | (独) 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (270) |

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について28年度以降は27年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、(独) 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

(1) 基本原則

- ① 教員の選考（採用、昇任）に当たっては、世界的水準の教育研究を目指す本学の基本理念に則り、人格及び識見共に優れた者につき、研究業績及び研究能力、教育経験及び教授能力、社会的活動、健康状態その他を総合的に判断して行う。
- ② 職員の選考（採用、昇任）に当たっては、専門的能力に加え、幅広い視野を有し、時代の変化や複雑化する社会の現状に対応し得る人材の確保に努め、効率的な大学運営を支える有為な人材の登用を図る。
- ③ 教員の採用に当たっては、若手・女性・外国人を積極的に採用するとともに、教育研究の活性化のため、任期制及びテニュアトラック制度を活用する。

(2) 人員管理

- ① 人員管理に関しては、中・長期的計画を策定するとともに、適切な学内資源の配分を行う。
- ② 最少の人員で最大の効果を上げることを基本とした人員と配置の適正化を図る。
- ③ 競争的資金等を活用した教職員の採用を推進する。

(3) 人事管理及び研修等

- ① 人事管理は、人材育成の視点、能力及び業績等を重視して人事管理を行う。
- ② 教職員としての多様な能力等の養成及び向上を図り、教職員の意識改革を推進するために必要な研修を行う。研修は定期的に実施し、効果的な運用を図る。
- ③ 教職員の能力の向上及び組織の活性化を図るため、国立大学法人、国、独立行政法人、地方公共団体、民間団体等の諸機関との人事交流を積極的に行う。

(参考) 中期目標期間中の人件費総見込み 114,359 百万円 (退職手当は除く。)

3 中期目標期間を超える債務負担

(PFI 事業)

該当なし

(長期借入金)

(単位：百万円)

| 年度 財源 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | 中期目標 期間小計 | 次期以降 償還額 | 総債務 償還額 |
|-------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------------|-------------|------------|
| 長期借入金 償還額 (大学改革支援・学位授与 機構) | 958 | 958 | 958 | 958 | 958 | 958 | 5,748 | 4,984 | 10,732 |

(注) 金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

(リース資産)

該当なし

4. 積立金の使途

- 前中期目標期間繰越金については、次の事業の財源に充てる。
教育、研究、診療に係る業務及びその附帯業務

(別紙)予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成28年度～平成33年度 予算

(単位：百万円)

| 区分 | 金額 |
|---------------------|---------|
| 収入 | |
| 運営費交付金 | 68,526 |
| 施設整備費補助金 | 245 |
| 船舶建造費補助金 | 0 |
| 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 | 270 |
| 自己収入 | 171,323 |
| 授業料及び入学料検定料収入 | 23,857 |
| 附属病院収入 | 146,671 |
| 財産処分収入 | 0 |
| 雑収入 | 795 |
| 産学連携等研究収入及び寄付金収入等 | 14,166 |
| 長期借入金収入 | 0 |
| 計 | 254,530 |
| 支出 | |
| 業務費 | 225,380 |
| 教育研究経費 | 93,178 |
| 診療経費 | 132,202 |
| 施設整備費 | 515 |
| 船舶建造費 | 0 |
| 産学連携等研究経費及び寄付金事業費等 | 14,166 |
| 長期借入金償還金 | 14,469 |
| 計 | 254,530 |

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 114,359 百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成29年度以降は平成28年度の人件費見積り額を踏まえ試算し

ている。

注) 退職手当については、国立大学法人群馬大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

- 每事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [基幹運営費交付金対象事業費]

- ① 「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。D（y - 1）は直前の事業年度におけるD（y）。
 - ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
 - ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。
 - ・ 学長裁量経費。
- ② 「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E（y - 1）は直前の事業年度におけるE（y）。
 - ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の人事費相当額及び教育研究経費。
 - ・ 附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人事費相当額及び教育研究診療経費。
 - ・ 附置研究所及び附属施設等の運営に必要となる教職員の人事費相当額及び事業経費。
 - ・ 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人事費相当額及び管理運営経費。
 - ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。
- ③ 「機能強化経費」：機能強化経費として、当該事業年度において措置する経費。

[基幹運営費交付金対象収入]

- ④ 「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成28年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外。）
- ⑤ 「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成28年度予算額を基準とし、第3期中期目標期間中は同額。

II [特殊要因運営費交付金対象事業費]

- ⑥ 「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [附属病院運営費交付金対象事業費]

- ⑦「一般診療経費」：当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要となる人件費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。I (y - 1) は直前の事業年度における I (y)。
- ⑧「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

[附属病院運営費交付金対象収入]

- ⑨「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収入。K (y - 1) は直前の事業年度における K (y)。

$$\boxed{\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)}$$

1. 毎事業年度の基幹運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) - G(y)$$

(1) $D(y) = D(y - 1) \times \beta$ (係数)

(2) $E(y) = \{E(y - 1) \times \alpha$ (係数) } $\times \beta$ (係数) $\pm S(y) \pm T(y) + U(y)$

(3) $F(y) = F(y)$

(4) $G(y) = G(y)$

D (y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

E (y) : その他教育研究経費 (②) を対象。

F (y) : 機能強化経費 (③) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要な経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

G (y) : 基準学生納付金収入 (④)、その他収入 (⑤) を対象。

S (y) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T (y) : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U (y) : 教育等施設基盤調整額。

施設マネジメントにおける維持管理の状況に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 每事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{B(y) = H(y)}$$

H (y) : 特殊要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要な経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 每事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{C(y) = \{I(y) + J(y)\} - K(y)}$$

$$(1) I(y) = I(y-1) \pm V(y)$$

$$(2) J(y) = J(y)$$

$$(3) K(y) = K(y-1) \pm W(y)$$

I (y) : 一般診療経費 (⑦) を対象。

J (y) : 債務償還経費 (⑧) を対象。

K (y) : 附属病院収入 (⑨) を対象。

V (y) : 一般診療経費調整額。

直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

W (y) : 附属病院収入調整額。

直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ) : 機能強化促進係数。△1.2%とする。

第3期中期目標期間中に各国立大学法人における教育研究組織の再編成等を通じた機能強化を促進するための係数。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、運営費交付金で措置される「機能強化経費」及び「特殊要因経費」については、平成 29 年度以降は平成 28 年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

- 注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、大学改革支援・学位授与機構施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。
- 注) 自己収入並びに产学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成 28 年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。
- 注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、版権及び特許権等収入を含む。
- 注) 業務費、施設整備費及び船舶建造費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。
- 注) 产学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、产学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。
- 注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成 28 年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。
- 注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は 1 とし、「教育研究組織調整額」、「教育等施設基盤調整額」、「一般診療経費調整額」及び「附属病院収入調整額」については、0 として試算している。また、「政策課題等対応補正額」については、平成 29 年度以降は、平成 28 年度と同額として試算している。

2. 収支計画

平成 28 年度～平成 33 年度 収支計画

(単位：百万円)

| 区分 | 金額 |
|--------|---------|
| 費用の部 | 241,329 |
| 経常費用 | 241,329 |
| 業務費 | 222,905 |
| 教育研究経費 | 32,070 |
| 診療経費 | 65,028 |
| 受託研究費等 | 7,718 |
| 役員人件費 | 549 |
| 教員人件費 | 52,631 |
| 職員人件費 | 64,909 |
| 一般管理費 | 361 |
| 財務費用 | 848 |
| 雑損 | 0 |

| | |
|----------|---------|
| 減価償却費 | 17,215 |
| 臨時損失 | 0 |
| | |
| 収入の部 | 253,303 |
| 経常収益 | 253,303 |
| 運営費交付金収益 | 64,713 |
| 授業料収益 | 18,421 |
| 入学金収益 | 2,902 |
| 検定料収益 | 608 |
| 附属病院収益 | 146,671 |
| 受託研究等収益 | 7,718 |
| 寄附金収益 | 6,075 |
| 財務収益 | 141 |
| 雑益 | 654 |
| 資産見返負債戻入 | 5,400 |
| 臨時利益 | 0 |
| 純利益 | 11,974 |
| 総利益 | 11,974 |

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3. 資金計画

平成28年度～平成33年度 資金計画

(単位：百万円)

| 区分 | 金額 |
|---------------|---------|
| 資金支出 | 258,831 |
| 業務活動による支出 | 223,266 |
| 投資活動による支出 | 16,795 |
| 財務活動による支出 | 14,469 |
| 次期中期目標期間への繰越金 | 4,301 |
| | |
| 資金収入 | 258,831 |

| | |
|------------------|---------|
| 業務活動による収入 | 254,015 |
| 運営費交付金による収入 | 68,526 |
| 授業料及び入学料検定料による収入 | 23,857 |
| 附属病院収入 | 146,671 |
| 受託研究等収入 | 7,718 |
| 寄附金収入 | 6,448 |
| その他の収入 | 795 |
| 投資活動による収入 | 515 |
| 施設費による収入 | 515 |
| その他の収入 | 0 |
| 財務活動による収入 | 0 |
| 前期中期目標期間よりの繰越金 | 4,301 |

注) 施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業にかかる交付金を含む。

別表（収容定員）

| | | |
|-------------|----------|------------------------------------|
| 学 部 | 教育学部 | 880人 |
| | 社会情報学部 | 440人 |
| | 医学部 | 1, 383人 (うち医師養成に係る分野 723人) |
| | 理工学部 | 2, 100人 |
| 研 究 科 | 教育学研究科 | 78人 (うち修士課程 46人) 専門職学位課程 32人 |
| | 社会情報学研究科 | 28人 (うち修士課程 28人) |
| | 医学系研究科 | 258人 (うち修士課程 30人) 博士課程 228人 |
| | 保健学研究科 | 130人 (うち修士課程 100人) 博士課程 30人 |
| | 理工学府 | 717人 (うち修士課程 600人) 博士課程 117人 |